

令和3年11月18日

各 位

大和ハウスリフォーム株式会社
代表取締役 村井 勝行

親会社（大和ハウス工業）の監督処分を受けての弊社の対応について

本年11月17日に弊社親会社である大和ハウス工業株式会社は2021年12月2日（木）から12月23日（木）までの間におきまして、建設業法に係る指示処分および営業停止処分を受けました。

弊社におきましては、ダイワハウスの定期点検業務を親会社より受託しており、その関連性・一体性を踏まえ、下記のとおり同期間中におけるダイワハウスの建物に係る点検・診断を中止させていただくことになりました。

お客様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 弊社の対応について

- ・全国のダイワハウスオーナー様に対する全ての点検・診断の中止
- ・全国のダイワハウスオーナー様に対する全てのリフォームの提案・商談の中止

※なお、工事については停止外業務として作業を継続実施しますので、ご安心いただきますようお願い申し上げます。

※設備機器の不良・水漏れ等の緊急性の高い修繕等におきましては、通常通り対応させていただきます。

2. 点検・営業業務の中止期間

親会社（大和ハウス工業）の営業停止処分期間と同様、
令和3年12月2日（木）から12月23日（木）までとなります。

3. 既にご予約の点検または訪問のお約束について

担当窓口より上記期間におけるお約束のキャンセルについて別途ご連絡をさせていただきますが、営業停止期間中のため、①中止期間中の代替日のお約束はできないこと、②中止期間中に代替日のお約束に関する連絡ができないことを、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以 上

【問い合わせ窓口 東京本社 経営戦略本部 03-3527-7001】